

令和 7 年度

父 母 教 師 会 総 会

富 沢 中 学 校 後 援 会 総 会

1. 父母教師会総会

(1) 報告並びに協議

- ① 令和 6 年度活動報告
- ② 令和 6 年度会計決算
- ③ 会計監査報告
- ④ 令和 7 年度本部役員及び会計監査委員の承認
- ⑤ 令和 7 年度活動計画案
- ⑥ 令和 7 年度会計予算案
- ⑦ 仙台市 P T A 協議会損害補償制度について
- ⑧ 校納金について

2. 富沢中学校後援会総会

(1) 報告並びに協議

- ① 令和 6 年度事業報告
- ② 令和 6 年度会計決算・遠征基金決算報告
- ③ 会計監査報告
- ④ 令和 7 年度事業計画案
- ⑤ 令和 7 年度会計予算・遠征基金予算案

3. その他

(1) 報告

令和 7 年度父母教師会 本部・学年部・専門部・地区担当職員

【資料作成：4月25日】

仙 台 市 立 富 沢 中 学 校

令和6年度 運営委員

	役 職	氏 名	区 分
本 部	会 長	佐々木 幸 士	(P)
	副 会 長	押 野 隆 央	(P)
	副 会 長	高 橋 元 気	(P)
	副 会 長	小野寺 雅 美	(T)
	事 務 長	今 松 潤	(T)
	事務次長	橋 本 紀 子	(P)
	会 計	野 田 恵 美	(P)
	会 計	篠 山 里 恵	(P)
	会 計	橋 本 亮 介	(T)
	書 記	松 本 沙 織	(P)
	書 記	菅 野 アヤ子	(P)
	庶 務	佐 藤 安貴子	(P)
	庶 務	佐 藤 ゆ か	(P)
	参 与	寺 田 潤	(T)
学年部	1 学年部長	菅 野 典 子	(P)
	2 学年部長	山 本 晴 美	(P)
	3 学年部長	西 村 公美子	(P)
	役員選考委員長	米 倉 幸 子	(P)
専門部	行 事 部 長	阿 部 祐 子	(P)
	健全育成部長	元 木 香 奈	(P)
	広 報 部 長	滝 沢 那 奈	(P)
地区部	泉 崎 地 区 長	福 田 真 琴	(P)
	西 多 賀 地 区 長	菅 原 志 保	(P)
	富沢1・2丁目地区長	海 藤 明 恵	(P)
	富沢3・4丁目地区長	菅 原 由 美	(P)
	富田新田地区長	島 田 雄 大	(P)
	富 沢 南 地 区 長	加 藤 聖 子	(P)
	富 沢 西 地 区 長	森 本 富美子	(P)
	南大野田地区長	小 林 奈 美	(P)
	西大野田地区長	佐 藤 友 希	(P)
	大野田東地区長	林 裕 子	(P)
	長 町 南 地 区 長	山 下 由 美	(P)
	長町太子堂地区長	竹 内 嘉 那	(P)

令和6年度 本部・学年部・専門部・地区部活動報告

仙台市立富沢中学校父母教師会

1. 本 部 活動報告

月	内 容
4	役員会・運営委員会・会計監査・入学式(父母教師会説明会), 父母教師会・後援会総会
5	役員会・青少年健全育成連絡協議会役員会・太白区 PTA 連合会総会・父親の会総会
6	運営委員会・支援地域教育協議会・青少年健全育成連絡協議会代表者会・学校運営協議会・業者選定委員会 指定避難所開設準備委員会・仙台市 PTA 協議会会長研修交流会
7	合唱コンクール・仙台市 PTA 協議会校長会長教育研修会・支援地域教育協議会総会
8	役員会・富沢地区安全安心まちづくり活動協議会・指定避難所開放準備委員会・地域防災懇談会
9	運営委員会・太白区交通安全推進協議会・仙台市 PTA フェスティバル実行委員会・役員選考委員会 父母教師会講演会
10	役員選考委員会・業者選定委員会・中間会計監査・学校運営協議会・役員選考委員会
11	役員会・運営委員会・仙台市 PTA フェスティバル・役員選考委員会・地域連携防災訓練
12	学校運営協議会・学校保健委員会
1	役員会・新入生保護者説明会・業者選定委員会
2	運営委員会・青少年健全育成連絡協議会代表者会・仙台市 PTA 協議会会長研修交流会・学校運営協議会 新旧役員顔合わせ会(本部)
3	新旧引継ぎ会(専門部・学年部)・卒業式(父母教師会退会式)・業者選定委員会・離任式 父親の会総会・施設開放委員会

2. 学年部 活動報告

月	1 学年	2 学年	3 学年
4	父母教師会総会・学年部会 学年保護者会	父母教師会総会・学年部会 学年保護者会	父母教師会総会・学年部会 学年保護者会
5			
6	業者選定委員会	業者選定委員会	業者選定委員会
7	合唱コンクール手伝い	合唱コンクール手伝い	合唱コンクール手伝い
8			
9	役員選考委員会	文化学習発表会	文化学習発表会
10	学年保護者会・業者選定委員会 運動会手伝い・役員選考委員会	学年保護者会・業者選定委員会 運動会手伝い	学年保護者会・業者選定委員会 運動会手伝い
11	役員選考委員会	学年保健委員会	進路説明会
12	学年保健委員会		学年保健委員会
1	業者選定委員会	業者選定委員会	業者選定委員会
2		役員選出	学年部会・学年保護者会
3	学年保護者会・業者選定委員会 離任式・引継ぎ会(4月予定)	業者選定委員会 引継ぎ会・離任式	業者選定委員会・引継ぎ会 離任式

※各学年部運営委員会出席 計5回(4月, 6月, 9月, 11月, 2月)

3. 専門部 活動報告

月	行事部	健全育成部	広報部
4	第1回四役会		第1回運営委員会 印刷業者打合せ・前期部会
5		第1回防犯子どもを守ろうデー	後期部会
6		第1回部会 ボランティア防犯巡視員研修会	第2回運営委員会
7	第2回四役会	合唱コンクール交通指導・会場巡視 第2回防犯子どもを守ろうデー	広報誌「かしわ」納品(前期)
8		夏休み巡視	
9		第3回防犯子どもを守ろうデー	第3回運営委員会
10	ふれあいまつり、PTA フェスティバルパネル作成		
11			第4回運営委員会
12			広報誌「かしわ」納品(後期)
1		第4回防犯子どもを守ろうデー	
2	第3回四役会	第2回部会	第5回運営委員会
3	新旧引継ぎ	新旧引き継ぎ	新旧役員引継ぎ

※各専門部運営委員会出席 計5回(4月, 6月, 9月, 11月, 2月)

4. 役員選考委員会 活動報告

月	会議・行事	内 容
9	第1回選考委員会	開会・組織作り・今後の選考手順について
10	第2回選考委員会	本部役員案作成・候補者選考・担当者決定・書類作成配布
11	第3回選考委員会	進行状況報告・役員案決定・選考活動振り返り・閉会
12		
1		
2	運営委員会	選出結果報告(1学年部長から報告)

5. 地区部 活動報告

月	泉 崎	西多賀	富沢 1・2	富沢 3・4
4	四役会・班長会	役員会	四役会・役員会 地区グループ LINE 作成 第 1 回運営委員会	四役会
5	四役会・班長会・地区総会 防犯・子どもを守ろうデー	地区総会 防犯・子どもを守ろうデー	3 町内会（富沢・富沢中央・西多賀南）会長へ挨拶 第 1 回地区総会・四役会・役員会	地区総会（書面） 防犯・子どもを守ろうデー
6	四役会・班長会	役員会	第 2 回運営委員会	
7	四役会		防犯・子どもを守ろうデー 富沢町内会夏祭りお手伝い・四役会	
8	泉崎地区町内会夏祭り		富沢町内会夏祭り反省会参加	
9	四役会 防犯・子どもを守ろうデー	防犯・子どもを守ろうデー	地区懇談会打ち合わせ 第 3 回運営委員会	防犯・子どもを守ろうデー
10			地区懇談会（e-ネット安心・安全講座）・四役会	
11	四役会	役員会	第 4 回運営委員会	
12		役員会	四役会・役員会	四役会
1	四役会・役員選出	役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 地区役員選出会・四役会	役員選出
2	役員引継ぎ	役員会	第 5 回運営委員会 会計監査・第 2 回地区総会 役員引継ぎ	地区総会
3		地区総会・役員引継ぎ		役員引継ぎ

※各地区部運営委員会出席 計 5 回（4 月，6 月，9 月，11 月，2 月）

5. 地区部 活動報告

月	富田新田	富沢南	富沢西	南大野田
4		四役会町内会 顔合わせ	四役会・地区子供会役員と 町内会役員打合せ 町内会長へ挨拶	三役会
5		四役会 防犯・子どもを守ろうデー		地区総会
6		四役会	夏祭り実行委員会	三役会・町内会四者合同会議
7	防犯・子どもを守ろうデー 夏休み巡回		防犯・子どもを守ろうデー 夏祭り実行委員会	防犯・子どもを守ろうデー 南大野田町内会夏祭り
8			夏祭り	
9		町内会秋祭り 防犯・子どもを守ろうデー		三役会
10		町内会防災訓練	避難訓練	三役会 町内会防災訓練
11			四役会	
12	役員会	四役会	四役会	三役会
1	役員会・役員選出会 防犯・子どもを守ろうデー	四役会・新年度役員選出会	四役会・役員選出 防犯・子どもを守ろうデー	役員選出・三役会 町内会新年会 防犯・子どもを守ろうデー
2	地区総会・引継ぎ 会計監査	四役会	四役会・地区総会(書面)	地区総会
3	役員会・町内会総会	地区総会・役員引継ぎ	四役会・引継ぎ	役員引き継ぎ

※各地区部運営委員会出席 計5回（4月、6月、9月、11月、2月）

5. 地区部 活動報告

月	西大野田	大野田東	長町南	長町太子堂
4	第1回西大野田地区総会 (書面)	第1回運営委員会 四役会	役員会(2回)	役員会
5	防犯・子どもを守ろうデー	四役会 大野田東地区前期地区総会	地区総会 役員会 防犯・子どもを守ろうデー	地区総会(書面)・役員会 防犯・子どもを守ろうデー
6		第2回運営委員会		太子堂た夏祭り打ち合わせ
7		防犯・子どもを守ろうデー	役員会(2回)・地区懇談会 防犯・子どもを守ろうデー	太子堂町内会夏祭り役割分 担書類検討及び作成
8	町内会夏祭り			太子堂町内会夏祭り
9	防犯・子どもを守ろうデー	四役会・大野田祭実行委員会 第3回運営委員会	防犯・子どもを守ろうデー	防犯・子どもを守ろうデー
10	町内会秋祭り	大野田祭実行委員会 四役会		新田芋煮会
11		大野田祭実行委員会 四役会(3回) 第4回運営委員会		役員会
12		大野田祭実行委員会	役員会	
1	役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 四役会・大野田祭実行委員会 役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 役員選出	役員選出・役員会 太子堂集会所清掃
2	第2回西大野田地区総会 (書面)	大野田祭実行委員会 第5回運営委員会 地区総会・引継ぎ	役員会	地区総会・役員会 年度末総会準備
3	役員引継ぎ	大野田祭実行委員会	地区総会・役員引継ぎ	

※各地区部運営委員会出席 計5回(4月, 6月, 9月, 11月, 2月)

6. 父親の会 活動報告

月	会議・行事	内 容
4	新会員募集のお知らせ	まなびポケットにて新会員募集の案内文書を配信し、印刷経費の削減と効率化を図りました。
5	第1回巡視活動	学区内夜間巡視を行いました。
6	ボランティア防犯巡視員研修会 第1回父親の会総会・懇親会	富沢交番署員による研修会を受講しました。 年間活動計画等の審議、懇親会を行いました。
7		
8	第2回巡視活動 第3回巡視活動 富沢中・長町中合同巡視	学区内夜間巡視を行いました。 長町中学校と合同で巡視活動を行いました。
9	第4回巡視活動	大野田小学校と合同で学区内夜間巡視を行いました。
10	長町秋のフェスティバル ざる川フェスティバル	TNOスタッフとして参加。地域の方々に楽しんでいただけるイベントを企画、運営するお手伝いをしました。 TNOスタッフとして参加。 生徒児童の発表の場を設け、富中生と協働でイベント運営を行い子供達が主体的かつ創造的に行動できる力を養うことを目指しました。
11	仙台リレーマラソン 第5回巡視活動	会員・先生方が襷をつなぎ無事に完走しました。 学区内夜間巡視を行いました。
12	第6回巡視活動 忘年会	学区内夜間巡視を行い、終了後忘年会を行いました。
1	第7回巡視活動 どんと祭巡視 第8回夜間巡視 富沢中・長町中合同巡視	どんと祭にあたり多賀神社境内及び周囲の巡視を行いました。 長町中学校と合同で巡視活動を行いました。
2	第9回夜間巡視	学区内夜間巡視を行いました。
3	第10回巡視活動 第2回父親の会総会	学区内夜間巡視を行いました。 年間活動報告、新年度体制等の審議、懇親会を行いました。

※ 巡視活動は夕方 18 時より約 1 時間の行程で学区内を見廻り、生徒への声掛けと地域の防犯維持活動を行いました。

※ 長町中・近隣小学校と合同での巡視を実施することで生活圏における事件事故の抑止に努めました。

※ TNO（ティエヌオー）とは

富沢・長町地区おやじの会ネットワークの略で、富沢・長町両中学校区の小中学校（富沢小・長町南小・大野田小・西多賀小・長町小・鹿野小・長町中・富沢中）のおやじの会等が互いに連携し、子供達の健全育成支援や地域活性化に向けた活動に取り組んでいる組織です。

令和6年度 決算報告書

収入総額	4,790,945	円
支出総額	3,332,613	円
差引残高	1,458,332	円

仙台市立富沢中学校父母教師会

1. 収入の部

▲は減を表す (単位: 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
1. 繰越金	1,136,973	1,136,973	0	前年度繰越金
2. 会費	2,511,000	2,535,750	24,750	
3. 市P協会費	941,600	955,000	13,400	
4. 補助金	90,000	40,000	▲ 50,000	PTA運営費補助金
5. 雑収入	20	123,222	123,202	銀行預金利息、バザー売上げ
合 計	4,679,593	4,790,945	111,352	

2. 支出の部

▲は減を表す (単位: 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
1. 事業費	2,704,110	2,409,331	▲ 294,779	
1) 活動費	380,400	247,636	▲ 132,764	
①本部費	150,000	109,709	▲ 40,291	活動費
②行事部費	20,000	6,846	▲ 13,154	活動費
③健全育成部費	20,000	4,550	▲ 15,450	活動費
④広報部費	20,000	9,465	▲ 10,535	活動費
⑤学年部費	30,000	29,002	▲ 998	1・2・3学年活動費
⑥地区部費	110,400	60,000	▲ 50,400	活動費補助(12地区)
⑦役員選考委員会	10,000	9,753	▲ 247	活動費
⑧父親の会	20,000	18,311	▲ 1,689	活動費補助
2) 外部研修費	30,000	8,000	▲ 22,000	県・市P協行事、大会参加費等
3) 広報誌費	220,000	215,380	▲ 4,620	PTA会報誌発行費
4) 慶弔費	50,000	20,000	▲ 30,000	会員の慶弔
5) 行事補助費	500,000	360,945	▲ 139,055	校内合唱コンクール
6) 卒業記念品費	460,000	457,000	▲ 3,000	
7) 記念事業費	100,000	100,000	0	
8) 負担金	963,710	1,000,370	36,660	各種負担金、市P協会費
2. 事務費	280,000	226,502	▲ 53,498	
1) 消耗品費	200,000	165,002	▲ 34,998	事務用品代
2) 通信費	70,000	61,500	▲ 8,500	各部・各地区長通信費
3) 会議費	10,000	0	▲ 10,000	
3. 人件費	330,000	147,000	▲ 183,000	
1) 旅費交通費	30,000	0	▲ 30,000	研修会、行事参加交通費等
2) 諸手当	300,000	147,000	▲ 153,000	事務員給料
4. 教育振興費	250,880	200,880	▲ 50,000	
5. 保険	14,210	13,800	▲ 410	団体個人情報漏洩補償制度
6. 予備費	1,100,393	335,100	▲ 765,293	能登半島地震義援金・フोटスポット募代
合 計	4,679,593	3,332,613	▲ 1,346,980	

上記のとおり、報告いたします。

令和7年3月31日 父母教師会 本部会計

野田 恵美

篠山 里恵

監査の結果、内容に相違ないことを認めます。

令和7年4月4日

会計監査

南 弓恵

伊藤 さおり

菅原 麻美子

渡辺 靖子

令和7年度 父母教師会役員（案）

◎本部役員

役 職	氏 名	生徒名
会 長	高 橋 元 気	一 心（2）
副 会 長	押 野 隆 央	佑 亮（2）
副 会 長	橋 本 紀 子	勝生輔（2）
副 会 長	今 松 潤	富沢中学校教頭
事 務 長	木 幡 賀 一	富沢中学校教頭
事 務 次 長	菅 野 アヤ子	龍 星（2）
会 計	篠 山 里 恵	桃 花（2）
会 計	高 橋 一 成	玲 花（2）
会 計	今 本 聡	富沢中学校主幹教諭
書 記	松 本 沙 織	汐 織（2）
書 記	菅 早 苗	結 葵（1）
庶 務	佐 藤 安貴子	安 珠（3）
庶 務	海 藤 明 恵	こころ（3）
庶 務	佐 藤 ゆ か	雄 彦（2）
参 与	大 内 聡	富沢中学校校長

◎会計監査委員

役 職	氏 名	生徒名
会 計 監 査	高 見 智 怜	惇 登（3）
会 計 監 査	浅 倉 理 恵	愛（2）
会 計 監 査	奈 良 理 子	悠 吾（2）
会 計 監 査	本 間 博 子	和 文（2）

令和7年度 運営委員（案）

	役 職	氏 名	生 徒 名
本 部	会 長	高 橋 元 気	一 心（2）
	副 会 長	押 野 隆 央	佑 亮（2）
	副 会 長	橋 本 紀 子	勝生輔（2）
	副 会 長	今 松 潤	富沢中学校教頭
	事 務 長	木 幡 賀 一	富沢中学校教頭
	事 務 次 長	菅 野 アヤ子	龍 星（2）
	会 計	篠 山 里 恵	桃 花（2）
	会 計	高 橋 一 成	玲 花（2）
	会 計	今 本 聡	富沢中学校主幹教諭
	書 記	松 本 沙 織	汐 織（2）
	書 記	菅 早 苗	結 葵（1）
	庶 務	佐 藤 安貴子	安 珠（3）
	庶 務	海 藤 明 恵	こころ（3）
	庶 務	佐 藤 ゆ か	雄 彦（2）
	参 与	大 内 聡	富沢中学校校長
学年部	1 学 年 部 長	伊 藤 知 子	栞（1）
	2 学 年 部 長	佐 藤 尚 志	未 徠（2）
	3 学 年 部 長	山 本 晴 美	知 香（3）
	役員選考委員長	村 上 あずさ	陽 馬（1）
専門部	行 事 部 長	新 田 由 佳	皓 大（2）
	健全育成部長	國 安 裕美子	諒 太（2）
	広 報 部 長	赤 間 紀 子	洸 仁（2）
地区部	泉 崎 地 区 長	豊 川 高 弘	遼 太（2）
	西 多 賀 地 区 長	瀧 澤 円	羽 音（2）
	富沢1・2丁目地区長	石 倉 美 穂	芽 耶（2）
	富沢3・4丁目地区長	遠 藤 彩 水	杏 莉（2）
	富田新田地区長	菅 野 幸 枝	真 結（2）
	富 沢 南 地 区 長	向 井 美 樹	一 志（2）
	富 沢 西 地 区 長	高 田 悠 子	穂乃佳（2）
	南大野田地区長	小 渡 才 子	綾 花（2）
	西大野田地区長	瀧 澤 千 春	蒼 斗（2）
	大野田東地区長	猪 股 あ い	ひ な（2）
	長 町 南 地 区 長	柴 田 征 子	心 暖（2）
	長町太子堂地区長	市根井 敦 子	遥 香（2）
父親の会	会 長	後 藤 篤 志	有 咲（3）

令和7年度 富沢中学校父母教師会 本部役員会・運営委員会 計画（案）

月	学校・父母教師会関係 主要行事		役 員 会	運営委員会	
			開催日時（18:30～）	開催日時（18:30～）	主な議題（予定）
4月	4/9（水） 4/25（金）	入学式・父母教師会説明会 父母教師会総会・学年保護者会	4/4（金） 第1回	4/17(木) 第1回 第1号父母教師会臨時号	父母教師会総会資料 年間活動計画について
5月	5/7(水)～9(金) 5/8(木)～10(土) 5/16（金）	2 学年野外活動 3 学年修学旅行 1 学年校外学習 (太白区PTA連合会総会) (健全育成連絡協議会役員会)	5/29（木） 第2回	第1号父母教師会だより	
6月	6/3（火） 6/14(土)～16(月) 6/21（土） 6/27（金） 6/28（土）	学校運営協議会 市中総体 父親の会総会 業者選定委員会 新筑川清掃① (健全育成連絡協議会代表者会) (支援地域教育協議会)		6/10（火） 第2回 第2号父母教師会だより	活動費について 各部活動について 合唱コンクールについて
7月	7/9（水） 7/18（金） 7/20(日)～23(水)	合唱コンクール 夏季休業前集会 県中総体			
8月	8/19（火） 8/21（木）	指定避難所開設準備委員会 夏季休業明け集会 (太白区安全安心街づくり推進協議会)	8/26（火） 第3回		
9月	9/12（金） 9/16(火)～19(金) 9/28（日） 9/30（火） 9/30（火）	文化学習発表会 3 学年ファイナンスパーク 新筑川清掃② 駅伝大会 第1回役員選考委員会 (太白交通安全推進協議会)		9/17（水）第3回 第3号父母教師会だより	
10月	10/2（木） 10/6（月） 10/7（火） 10/7（火） 10/10（金） 10/16（木） 10/21（火） 10/22（水） 10/24（金）	学校運営協議会 3 年命の授業(うぶごえ座講話) 業者選定委員会 授業参観・学年保護者会 1 学期終業式 2 学期始業式 3 学年運動会 2 学年運動会 1 学年運動会 (学校保健委員会) (第2回役員選考委員会)			中間決算
11月	11/11(火)～13(木)	2 学年職場体験 市PTAフェスティバル 第3回役員選考委員会	11/6（木） 第4回	11/14（金） 第4回 第4号父母教師会だより	次年度役員・地区委員・ 学年委員選出のお願い
12月	12/1（月） 12/23（火）	学校運営協議会 冬季休業前集会 第4回役員選考委員会			
1月	1/8（木） 1/29（木）	冬季休業明け集会 新入生学校説明会 第5回役員選考委員会	1/22（木） 第5回		
2月	2/19（木） 2/25（水）	学校運営協議会 3 学年保護者会	新旧役員顔合せ（互選会）	2/10（火） 第5回	会計決算
3月	3/7（土） 3/11（水） 3/11（水） 3/24（火） 3/21（土） 3/27（金）	卒業式・父母教師会退会式 1・2 学年保護者会 業者選定委員会 修了式 父親の会総会 離任式		第5号父母教師会だより 3/11（水） 新旧引継ぎ会	

※日程は変更になる場合があります。

※役員会・運営委員会の開催時間は変更になる場合があります。その際には担当役員から前もってお知らせをいたします。

令和7年度 本部・学年部・専門部・地区部活動計画（案）

仙台市立富沢中学校父母教師会

1. 本 部 活動計画

月	内 容
4	役員会・運営委員会・会計監査・入学式（入会式）・父母教師会、後援会総会
5	役員会・指定避難所開設準備委員会・（青少年健全育成連絡協議会役員会・太白区 PTA 連合会総会）
6	運営委員会・父親の会総会・学校運営協議会・業者選定委員会・（支援地域教育協議会・青少年健全育成連絡協議会代表者会）
7	合唱コンクール・（仙台市 PTA 協議会校長会長教育研修会・支援地域教育協議会総会）
8	役員会・指定避難所開設準備委員会・地域防災懇談会
9	運営委員会・役員選考委員会・（太白区交通安全推進協議会）
10	役員選考委員会・学校運営協議会・業者選定委員会・中間会計監査・父母教師会講演会（うぶごえ座命の教室）
11	役員会・運営委員会・仙台市 PTA フェスティバル・役員選考委員会・地域連携防災訓練
12	学校運営協議会・学校保健委員会・（役員選考委員会）
1	役員会・新入生保護者説明会・（役員選考委員会）
2	運営委員会・学校運営協議会・新旧役員顔合わせ会（本部） （青少年健全育成連絡協議会代表者会・仙台市 PTA 協議会会長研修交流会）
3	卒業式（父母教師会退会式）・新旧引継ぎ会・業者選定委員会・離任式・父親の会総会・（施設開放委員会）

※本部活動計画は令和7年3月末日に作成したものです。

2. 学年部 活動計画

月	1 学年	2 学年	3 学年
4	父母教師会総会・学年部会 学年保護者会	父母教師会総会(4/25) 学年保護者会(4/25)	父母教師会総会・学年部会 学年保護者会
5			
6	業者選定委員会	業者選定委員会(6/27)	業者選定委員会
7	合唱コンクール手伝い	合唱コンクール手伝い(7/9)	合唱コンクール手伝い
8			
9	役員選考委員会	文化学習発表会(9/12)	文化学習発表会
10	学年保護者会・業者選定委員会 運動会手伝い・役員選考委員会	学年保護者会・業者選定委員会 (10/7) 運動会補助(10/22)	学年保護者会・業者選定委員会 運動会手伝い
11	役員選考委員会	学年保健委員会	進路説明会
12	学年保健委員会		学年保健委員会
1	業者選定委員会	業者選定委員会(1/19)	業者選定委員会
2		役員選出	学年部会・学年保護者会
3	学年保護者会・業者選定委員会 離任式・引継ぎ会(4月予定)	学年保護者会・業者選定委員会 (3/11) 引継ぎ会(3/11)・離任式(3/27)	業者選定委員会・引継ぎ会 離任式

※各学年部運営委員会出席 計5回（4月，6月，9月，11月，2月）

※学年部活動計画は令和7年3月末日に作成したものです

3. 専門部 活動計画

月	行事部	健全育成部	広報部
4	第1回四役会	第1回 防犯・子どもを守ろうデー	印刷業者打合せ 前期部会
5			後期部会
6		第1回部会 ボランティア防犯巡視員研修会	
7	第2回四役会	合唱コンクール交通指導・会場巡視 第2回 防犯・子どもを守ろうデー	広報誌「かしわ」納品(前期)
8		夏休み巡視	
9		第3回 防犯・子どもを守ろうデー	
10	ふれあいまつり、 PTA フェスティバルパネル作成 父母教師会講演会（命の授業）		
11			
12			広報誌「かしわ」納品(後期)
1		第4回 防犯・子どもを守ろうデー	
2	第3回四役会	第2回部会	
3	新旧引継ぎ		新旧役員引継ぎ

※各専門部運営委員会出席 計5回（4月、6月、9月、11月、2月）

※専門部活動計画は令和7年3月末日に作成したものです。

4. 役員選考委員会 活動計画

月	会議・行事	内 容
9	第1回選考委員会	組織作り・今後の選考手順について
10	第2回選考委員会	本部役員案作成・候補者選考・担当者決定・書類作成配布
11	第3回選考委員会	進行状況報告・今後の見通し
12	第4回選考委員会	進行状況報告・今後の見通し
1	第5回選考委員会	進行状況報告・今後の見通し
2	運営委員会	選出結果報告（1学年部長より報告）

※役員選考委員会活動計画は令和7年3月末日に作成したものです。

5. 地区部 活動計画

月	泉 崎	西多賀	富沢 1・2	富沢 3・4
4	四役会・班長会	役員会	四役会	四役会
5	四役会・班長会・地区総会 防犯・子どもを守ろうデー	地区総会 防犯・子どもを守ろうデー	第1回地区総会	地区総会（書面） 防犯・子どもを守ろうデー
6	四役会・班長会	役員会		
7	四役会		防犯・子どもを守ろうデー 富沢町内会夏祭り	防犯・子どもを守ろうデー
8	泉崎地区町内会夏祭り			
9	四役会 防犯・子どもを守ろうデー	防犯・子どもを守ろうデー		防犯・子どもを守ろうデー
10				
11	四役会	役員会		
12		役員会	四役会	四役会
1	四役会・役員選出	役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 地区役員選出会・四役会	役員選出 防犯・子どもを守ろうデー
2	役員引継ぎ	役員会	会計監査・第2回地区総会 役員引継ぎ	地区総会
3		地区総会・役員引継ぎ		役員引継ぎ

月	富田新田	富沢南	富沢西	南大野田
4		四役会 町内会顔合わせ 防犯・子どもを守ろうデー	四役会・地区子供会役員と 町内会役員打合せ 町内会長へ挨拶	三役会
5		四役会		地区総会
6		四役会	夏祭り実行委員会	三役会
7	防犯・子どもを守ろうデー 夏休み巡回		防犯・子どもを守ろうデー 夏祭り実行委員会	防犯・子どもを守ろうデー 南大野田町内会夏祭り
8			夏祭り	
9		町内会秋祭り 防犯・子どもを守ろうデー		三役会
10		町内会防災訓練	避難訓練	三役会 町内会防災訓練
11			四役会	
12	役員会	四役会	四役会	三役会
1	役員会・役員選出会 防犯・子どもを守ろうデー	四役会・新年度役員選出会	四役会・役員選出 防犯・子どもを守ろうデー	役員選出・三役会 防犯・子どもを守ろうデー
2	地区総会・会計監査 引継ぎ	四役会	四役会・地区総会（書面）	地区総会・引継ぎ
3	役員会・町内会総会	地区総会・役員引継ぎ	四役会・引継ぎ	

5. 地区部 活動計画

月	西大野田	大野田東	長町南	長町太子堂
4	第1回西大野田地区総会 (書面) 防犯・子どもを守ろうデー	第1回運営委員会 四役会 大野田祭実行委員会	役員会(2回)	役員会 防犯・子どもを守ろうデー
5		大野田東地区前期地区総会	地区総会 役員会 防犯・子どもを守ろうデー	地区総会(書面開催) 役員会
6		大野田祭実行委員会 第2回運営委員会		
7		大野田祭実行委員会 防犯・子どもを守ろうデー	役員会(2回) 地区懇談会 防犯・子どもを守ろうデー	
8	町内会夏祭り	大野田祭実行委員会		太子堂町内会夏祭り
9	防犯・子どもを守ろうデー	四役会・大野田祭実行委員会 第3回運営委員会	防犯・子どもを守ろうデー	地域防災訓練 防犯・子どもを守ろうデー
10	町内会秋祭り	大野田祭り 四役会		新田芋煮会
11		四役会 第4回運営委員会		役員会
12		四役会	役員会	
1	役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 四役会・役員選出	防犯・子どもを守ろうデー 役員選出	次年度役員選出 役員会 太子堂集会所清掃
2	第2回西大野田地区総会 (書面)	第5回運営委員会 地区総会・引継ぎ	役員会	役員会 地区総会
3	役員引継ぎ	大野田祭実行委員会	地区総会 役員引継ぎ	

※各地区部運営委員会出席 計5回(4月, 6月, 9月, 11月, 2月)

※地区活動計画は令和7年3月末日に作成したものです。

6. 父親の会 活動計画

月	日	曜	会議・行事	内 容
4	14	月	新会員募集のお知らせ	まなびポケットにて新会員募集の案内文書を配信し、印刷経費の削減と効率化を図ります。
4	26	土	第1回巡視活動	学区内夜間巡視を行います。
5	31	土	第2回巡視活動	学区内夜間巡視を行います。
6	21	土	ボランティア防犯巡視員研修会	富沢交番署員による研修会を受講します。
	21	土	第1回父親の会総会・懇親会	年間活動計画等の審議、懇親会を行います。
7	26	土	第3回巡視活動	学区内夜間巡視を行います。
8	23	土	第4回巡視活動 富沢中・長町中合同巡視	長町中学校と合同で巡視活動を行います。
9	27	土	第5回巡視活動 小学校合同巡視	近隣小学校と合同で学区内夜間巡視を行います。
10	19	日	長町秋のフェスティバル	TNOスタッフとして参加。地域の方々に楽しんでいただけるイベントを企画、運営するお手伝いをします。
	26	日	ざる川フェスティバル	TNOスタッフとして参加。生徒児童の発表の場を設け、富中生と協働でイベント運営を行い子供達が主体的かつ創造的に行動できる力を養います。
11	8	土	仙台リレーマラソン	会員・先生方が襷をつなぎフルマラソン完走を目指します。
	22	土	第6回巡視活動 富沢中・長町中合同巡視	長町中学校と合同で巡視活動を行います。
12	13	土	第7回巡視活動 忘年会	学区内夜間巡視を行い、終了後忘年会を行います。
1	14	火	第8回巡視活動 どんと祭巡視	どんと祭にあたり多賀神社境内及び周囲の巡視を行います。
2	28	土	第9回巡視活動	学区内夜間巡視を行います。
3	21	土	第10回巡視活動	学区内夜間巡視を行います。
	21	土	第2回父親の会総会・懇親会	年間活動報告、新年度体制等の審議、懇親会を行います。

※ 巡視活動は夕方18時より約1時間の行程で学区内を見廻り、生徒への声掛けと地域の防犯維持活動を行います。

※ 長町中・近隣小学校と合同での巡視を実施することで生活圏における事件事故の抑止に努めます。

※ TNO（ティエヌオー）とは

富沢・長町地区おやじの会ネットワークの略で、富沢・長町両中学校区の小中学校（富沢小・長町南小・大野田小・西多賀小・長町小・鹿野小・長町中・富沢中）のおやじの会等が互いに連携し、子供達の健全育成支援や地域活性に向けた活動に取り組んでいる組織です。

令和7年度 父母教師会会計 予算案

収入総額	4,790,945	円
支出総額	3,332,613	円
差引残高	1,458,332	円

仙台市立富沢中学校父母教師会

1. 収入の部

▲は減を表す

項 目	令和 6年度予算	令和 7年度予算	増 減	付 記
1. 繰越金	1,136,973	1,458,332	321,359	前年度よりの繰越金
2. 会費	2,511,000	2,646,000	135,000	実家庭980×2,700
3. 市P協会費	941,600	991,600	50,000	実家庭980×1,000、58人×200
4. 補助金	90,000	40,000	▲ 50,000	仙台市P協
5. 雑収入	20	20	0	銀行預金利息
合 計	4,679,593	5,135,952	456,359	

2. 支出の部

項 目	令和 6年度予算	令和 7年度予算	増 減	付 記
1. 事業費	2,704,110	2,930,000	225,890	
1) 活動費	380,400	280,000	▲ 100,400	
①本部費	150,000	150,000	0	活動費等
②行事部	20,000	10,000	▲ 10,000	活動費等
③健全育成部費	20,000	10,000	▲ 10,000	活動費等
④広報部費	20,000	10,000	▲ 10,000	活動費等
⑤学年部費	30,000	15,000	▲ 15,000	1、2、3学年部活動費
⑥地区部費	110,400	60,000	▲ 50,400	12地区
⑦役員選考委員会	10,000	5,000	▲ 5,000	活動費等
⑧父親の会	20,000	20,000	0	活動費補助
2) 外部研修費	30,000	30,000	0	県・市P協行事、大会参加費等
3) 広報誌費	220,000	220,000	0	PTA会報誌発行費
4) 慶弔費	50,000	50,000	0	会員の慶弔
5) 行事補助費	500,000	600,000	100,000	合唱コンクール 運動会 熱中症予防ドリンク(生使用)等
6) 卒業記念品費	460,000	600,000	140,000	卒業記念品
7) 記念事業費	100,000	100,000	0	記念事業積立
8) 負担金	963,710	1,050,000	86,290	校外指導連盟、市P協会費等
2. 事務費	280,000	530,000	250,000	
1) 消耗品費	200,000	200,000	0	事務用品等
2) 通信費	70,000	170,000	100,000	各部・各地区通信費(本部・各部長3,000円、 部員1,000円 ※父親の会を除く)
3) 会議費	10,000	160,000	150,000	運営委員会・PTA用貸出用パソコン・議事録用ボ イスレコーダー等
3. 人件費	330,000	330,000	0	
1) 旅費交通費	30,000	30,000	0	研修会, 行事参加交通費他
2) 諸手当	300,000	300,000	0	事務員給料
4. 教育振興費	250,880	250,880	0	サポーターToかしわ, 講演会費用等
5. 保険	14,210	14,210	0	団体個人情報漏洩補償制度
6. 予備費	1,100,393	1,059,503	▲ 40,890	
合 計	4,679,593	5,114,593	435,000	

令和7年度 仙台市PTA協議会会費について

年間会費は実家庭につき1000円です

仙台市PTA協議会は、186の単位PTAが力を合わせて子どもたちの健康と豊かな心を育み、安全・安心な学校生活を過ごせるよう活動しています。これからも会員の皆様の温かいご支援とご協力、並びに会費の納入につきましてお願い申し上げます。

会費の使い道は大きく2つ

活動費

運営費(予算の29%程度支出)

事業費(予算の24%程度支出)

傷害補償制度(予算の47%支出)
夏休みプール開放保険料含む

市P協の各種事業活動

大きな6つの柱があります

イベント

- ・仙台市PTAフェスティバル
- ・「守ろう大切な命」ポスターコンクール
- ・三行詩コンクール等

研修

- ・PTA会長研修会
- ・校長・PTA会長教育研修会
- ・日本PTA中2国内研修事業等

表彰

- ・優良PTA団体・個人の表彰
- ・広報紙コンクール表彰
- ・篤行・善行児童生徒表彰等

支援

- ・子どもたちの七夕飾りづくり「復興プロジェクト」支援
- ・小学校陸上記録会・中学校総合体育大会支援

交流

- ・市内各区PTA連合会との連携
- ・日本PTA・東北PTA・政令指定都市PTAとの連携等

提言

- ・仙台市教育委員会へ、各単位PTAからの要望を区P連がまとめて「要望書」の提出等

傷害補償制度

仙台市PTA協議会の傷害補償制度は、全国的にも手続きが大変簡略された優れた制度です。

ケガをされた場合は直接保険会社へ電話1本でOKです

2025年
仙台市PTA協議会

仙台市PTA協議会 会員の皆様へ
傷害補償制度のご案内

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができることを心から願っています。日常生活やPTA活動における傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思いがけないところで起こります。このような事故に対してPTA会員の皆様に、以下の補償を提供しています。なお、保険料はPTA協議会会費1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。

*「傷害補償制度」とは、学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の総称です。

補償する主な例	児童生徒		PTA会員	
	☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。		☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対しての補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。	
	・家庭内でのケガ ・公園などで遊んでいたケガ ・スポーツをしているケガ ・PTA活動に参加してのケガ ・登校、下校中のケガ ・外来の手術 ・・・等		・PTA主催のスポーツ大会でケガをした ・PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含） ・地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した ・プール開放時に熱中症 ・・・等	

保険期間：2025年4月1日～2026年4月1日 ※通院は90日限度・入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件			補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項
I 児童・生徒 証券番号 Y209432716	学 校 管 理 下 外		死亡・後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。
			入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（180日限度）
			手術	4,500円～9,000円	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
			通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（90日限度）
II PTA会員 (児童・生徒) ※1 証券番号 Y209398917	PTA行事 参 加 中 ※2 プール開 放事業中 を含む		死亡・後遺障害	※3 300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%お支払いします。
			入院日額	※3 3,000円 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（180日限度）
			手術	※3 1.5～3万円 (1.95～3.9万円)	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
			通院日額	※3 2,000円 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（90日限度）
III PTA会員 ※1 証券番号 Y209397693	PTA行事 参 加 中	賠償	対人	1億円 / 1事故10億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。
			対物	500万円	
			借用物	10万円 / 期間中500万円	

※1 上記Ⅱ、Ⅲ「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※2 プール開放中に、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記Ⅱ、Ⅲ「PTA行事参加中」となります。

※3 カッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関わる治療期間が8日以上の場合の保険金額です（治療期間が8日以上の場合には、Ⅰ学校管理下外補償と合算した金額となるためです）。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもⅡPTA会員と同額の補償となります。

事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

※ 事故連絡の方法①～③いずれの場合でも、必ず“契約者名：仙台市PTA協議会”とお申し出ください。

①事故が発生したら、保護者の方が下記事故受付センター（東京海上日動安心110番）へお電話にて事故報告をしてください。その後、保険会社よりご連絡差し上げ、お手続きを進めさせていただきます。

②インターネット事故連絡
「東京海上日動 事故受付」と検索、東京海上日動HPよりインターネット事故受付が可能です。
受付画面「ご連絡事項等」の欄へ★メールアドレスならびに★ご住所を必ずご入力をお願いいたします。

③右記QRから上記インターネット事故受付サイトへアクセス可能です。
* ご使用のパソコン・スマートフォン等によってはアクセスできない場合があります。
* 所定のお手続き完了後に、ご指定いただいた口座に保険金をお支払いいたします。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。
* 「ご連絡事項」の欄に連絡先ご住所、携帯番号を必ず入力してください。ショートメールにて保険請求手続きに関するご案内等させていただく場合がございます。



QRコード

東京海上日動火災保険株式会社
〈非幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社
AIG損害保険株式会社

■事故受付センター（事故報告はこちらへ）：TEL 0120-720-110
【受付時間】24時間365日
■取扱営業店：東京海上日動火災保険(株)仙台支店 専業チーム TEL:022-225-6540
■取扱代理店：ファイナンシャルアライアンス(株) 仙台支店 TEL:022-796-0781

自転車条例対応

仙台市では自転車保険加入が義務づけられています。
仙台っ子を24時間安心補償で見守ります

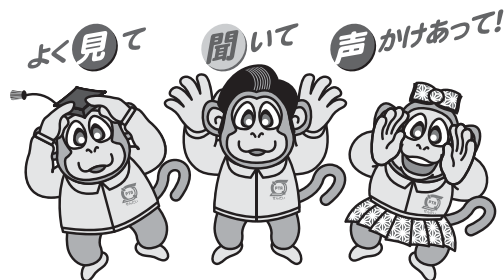
仙台市PTA協議会
推薦

団体総合生活保険

杜の都 こども総合保険

自転車条例とは

(仙台市自転車の安全利用に関する条例)
2019年1月1日より施行された条例であり、道路交通法を守ることはもちろんヘルメットの着用に努めることや、**2019年4月1日からは自転車損害賠償責任保険等の加入義務を定めています。**



例えば…こんなときにお役にたちます！

賠償事故

自転車で通行人に
ケガをさせてしまった



示談交渉サービス付
(日本国内のみ)

車の窓ガラスを
破損してしまった



商品を破損してしまった



もしも自転車事故で加害者になったら…
高額賠償事例 賠償額9,521万円
(神戸地裁平成25年7月判決)
男子小学生が夜間、自転車帰宅途中に歩行者の女性と正面衝突。
女性は頭がい骨骨折等で意識が戻らず、
監督責任を問われた母親に賠償命令。

お子様のおケガ

24時間補償！

自転車でころんで
ケガをしてしまった

地震でも！

熱中症でも！

食中毒でも！

犬にかまれて
ケガをしてしまった



<おすすめ！弁護士費用等補償特約 付帯プラン>

他人からケガを負われたり物を壊された場合に加え、名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為、いじめ・嫌がらせ等（人格権侵害等）により精神的苦痛を被った場合の弁護士費用や法律相談費用を補償いたします！

※ご契約にあたっては学校からお配りする「パンフレット・重要事項説明書」を必ずお読みください。

「杜の都こども総合保険」なら…

POINT

1

団体割引20%適用により一般でご加入するよりも割安です！

POINT

2

傷害補償制度と同時に報告・請求（One Stop サービス）が可能！

●募集時期：2025年4月～5月に学校PTAを通じて案内配布

●保険期間：2025年6月1日午後4時～2026年6月1日

■引受保険会社（幹事）：東京海上日動火災保険(株)

■引受保険会社（非幹事）：損害保険ジャパン(株)

A I G損害保険(株)

【取扱営業店】

東京海上日動火災保険(株) 仙台支店 専業チーム

【取扱代理店】

ファイナンシャルアライアンス(株) 仙台支店

TEL：022-225-6540
TEL：022-796-0781



仙台市PTA協議会

仙台市立富沢中学校長 大内 聡
同 父母教師会会長 高橋 元気

令和7年度 学校納付金集金のお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、令和7年度の学校納付金集金について、下記の通りお願いいたします。
今年度より学校納付金は、学校納付金収納管理サービスでの集金とさせていただきます。
今後とも学校教育にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

1 集金額

項 目		金 額			備 考
		1年	2年	3年	
学年費		1,860	1,100	1,260	教材ファイルなど
進路指導費		0	0	7,500	3年生のみ 実力テスト代など
生徒会費		3,000	3,000	3,000	委員会活動・部活動など
家庭科実習費		150	500	0	調理実習費
スポーツ振興センター掛金		460	460	460	就学援助制度利用家庭は認定確認後、後日返金いたします。
★父母教師会費		2,700	2,700	2,700	★1家庭あたり
★市P協会費		1,000	1,000	1,000	学校管理下外での傷害補償制度保険料を含む。 ★1家庭 1,000円 ※父母教師会会員は全員加入です。
★後援会費		3,500	3,500	3,500	部活動など。★1家庭あたり
合 計	A	¥12,670	¥12,260	¥19,420	※富沢中学校に兄弟姉妹がいない、または兄弟姉妹がいる下学年子の金額
	B	¥5,470	¥5,060	¥12,220	※富沢中学校に弟妹がいる上学年の生徒の金額

※「父母教師会費」と「市P協会費」及び「後援会費」は1家庭あたりの金額です。

年の若いお子さんが合計額 A の金額になります。

同学年に複数のお子さんがある場合は、一人のお子さんが A の金額を、他のお子さんは B の金額です。
なお、父母教師会費等については父母教師会より徴収事務等の委任を受けております。

2 納入方法と集金予定日

学校納付金収納管理サービス(以下「スクペイ」とします。)で集金いたします。
4月15日配付の「学校納付金収納管理サービスの利用開始について(お知らせ)」を確認し、
お子様の名前が入ったプリントのQRコードで4月30日まで利用登録をお願いいたします。
スクペイご登録のメールアドレスに5月初旬に請求通知が届きます。
納入は5月30日までにお願いいたします。

(裏面に続きます)

3 集金に係る注意点など

金融機関によって振替上限金額があります。口座設定の際は集金額が振替上限を超えない金融機関を設定してください。例えば3年生Aの生徒は上限2万円の銀行にする必要があります。

振替上限金額 20,000円の主な金融機関

三井住友銀行 三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行 七十七銀行

ゆうちょ銀行登録の場合はゆうちょ承認アプリのダウンロードと操作も必要です。

振替上限金額 15,000円の主な金融機関

東北ろうきん 杜の都信用金庫 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 石巻信金

秋田銀行 岩手銀行 福島銀行 東北銀行 イオン銀行

そのほか大抵振替上限金額10,000円

仙台銀行 指定不可

集金額が12000円で上限金額10000円の金融機関を指定すると振替できず、未納になります。
上限金額2万円未満の金融機関を設定した方は3年生になるときご注意ください。

詳しくはスクペイHP <https://sukupay.zendesk.com/hc/ja>

スクペイの登録や操作でお困りの際は、4月15日配付の「学校納付金収納管理サービスの利用開始について(お知らせ)」に記載のヘルプセンター等をご利用ください。

集金内容などでご不明なことがございましたら、富沢中学校へお問い合わせください。

わからない ときは でんわ ください 022-245-3751

担当: 事務室 脇坂(わきさか)

電話: 022-245-3751

仙台市立富沢中学校父母教師会会則

第一章 総 則

(名称および事務局)

第1条 本会は、仙台市立富沢中学校父母教師会と称し、事務局を仙台市立富沢中学校内に置く。

(組 織)

第2条 本会は、仙台市立富沢中学校生徒の保護者および教職員をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、仙台市立富沢中学校父母教師会会員相互の研修と親睦を図り、教育の振興に寄与する。

(方 針)

第4条 本会は、次の方針に従って運営する。

- ① 教育の振興を本旨とする団体として、特定の政党および宗教等、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けない。
- ② 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 生徒の教育および健全な成長のために、学校と家庭の連絡提携
- ② 生徒の健全育成と生活環境の改善および促進
- ③ 会員の教育に対する理解を深めるための、相互の研修
- ④ その他、本会の目的達成のために必要と認める事項

第二章 役員及び会計監査委員

(役員及び会計監査委員)

第6条 本会に次の役員および会計監査委員をおく。

会長 1名、副会長 3名（教職員1名）、事務長 1名（教職員1名）、事務次長 1名、書記 2名、会計 3名（教職員1名）、庶務若干名

- 2 この会計を監査するため会計監査委員3～4名程度

(役員等の選出)

第7条 役員並びに会計監査委員の選出については、選考委員会規程で定める。

- 2 副会長、事務長、会計の1名は、校長が教職員より適任者を推薦し、役員会に諮って、会長が指名する。

(任 期)

第8条 役員並びに会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充によって就任した役員および監査委員の任期は残任期間とする。

(役員並びに会計監査委員の任務)

第9条 会長は会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は本会の会計を管理する。
- 4 事務長は会長の指示を受けて、本会の事務を管理する。
- 5 事務次長は事務長を補佐し、事務長に事故あるときはこれを代行する。
- 6 書記は本会の議事録の作成等にあたる。
- 7 庶務は本会の庶務にあたる。

8 会計監査委員は会計を監査する。

(事務員の職務)

第10条 本会に事務員を置くことができる。

2 事務員は役員会にはかり、本会が雇用し、事務長の指示により、事務を整理する。

(参与・顧問)

第11条 本会に参与を置く。参与は本会の運営に参与し、その目的達成に助力する。

2 参与には校長があたる。

3 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第三章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会の会議を分けて、総会、運営委員会および役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第13条 総会は年度始めに開催する。ただし、運営委員会において必要と認めたときおよび過半数の会員から会議に付議すべき事案を提示して総会の開催要求があった時は臨時に総会を開催することができる。

2 総会には、次の事業を付議する。

① 事業計画および報告

② 予算および決算の承認決定

③ 会則の改廃

④ 役員及び会計監査委員の承認

⑤ その他、特に重要な事項

3 総会は、その決議によって、決議事項の一部を役員会に委任することができる。

4 総会の決議は次のいずれかの方法に基づく（効力はどちらも同じ）。

① 招集による決議

② 書面（電磁的記録を含む）による決議

(役 員 会)

第14条 役員会は役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 役員会には、次の事項を付議する。

① 総会に付議する事項

② 総会から委任された事項

③ 会則等の制定及び改廃に関する事項

④ その他、会務の執行に関する事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は役員、学年部長、専門部長、地区長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 運営委員会には、次の事項を付議する。

① 総会で決議された事項の執行

② 総会に提出する議案の企画立案

③ 役員会から委任された事項

④ 細則の制定ならびに改廃の承認

⑤ その他、本会の運営に必要な事項

(会議の成立)

第16条 総会は委任状を含め会員の2分の1以上、役員会および運営委員会は2分の1以上の出席がな

ければ、会議を開催して議決することができない。

(会議の議決)

第17条 会議の議事は出席者の過半数の同意で決定し、可否同数の時は議長が決定する。

(議事録)

第18条 会議の議事は会長に指名されたものが記録し、総会においては議事録署名員2名の署名を受けなければならない。

第四章 学 年 部

(学 年 部)

第19条 本会の第5条の事業を達成するために、学年部を置く。

2 学年部の必要な事項については、細則で定める。

第五章 専 門 部

(専 門 部)

第20条 本会の第5条の事業を達成するために、専門部（行事部・広報部・健全育成部）を置く。

2 専門部の必要な事項については、細則で定める。

第六章 地 区 部

(地 区 部)

第21条 本会は、別に定める区域ごとに地区を設け、地区ごとに地区部を置く。

2 地区部の運営方法については、細則で定める。

第七章 表 彰

(表 彰)

第22条 本会は、会員および生徒に対して表彰を行う。

2 表彰に関する事項については、細則で定める。

第八章 慶 弔

(慶 弔)

第23条 本会は、会員および生徒に対して慶弔を行う。

2 慶弔に関する事項については、細則で定める。

第九章 会 計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

予算は、年度当初の総会で決定する。

(会計処理)

第25条 本会の経費は、会費および他の収入をもって当てる。

2 本会の会費は、一世帯当たり月225円とする。ただし、特別の事情があるときは、運営委員会に諮り減免することができる。

(予算の補正)

第26条 会長は運営委員会にはかり、予算を補正することができる。ただし、次期総会に報告しなければならない。

第十章 雑 則

(個人情報の取り扱いについて)

第27条 本会が父母教師会活動を推進するため、必要とする個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱規定で定める。

(会則改正)

第28条 本会の会則は、総会において委任状を含め出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

(仙台市PTA協議会への加入)

第29条 本会は、仙台市PTA協議会と仙台市太白区PTA連合会に加入する。

(細 則)

第30条 本会の運営に関する細則は、運営委員会において定める。

(付 則)

第31条 この会則は、昭和63年4月15日より施行する。

平成 6年3月22日 一部改正

平成13年4月27日 一部改正

平成14年4月26日 一部改正

平成16年3月 2日 一部改正

平成22年4月17日 一部改正

平成24年4月21日 一部改正

令和 3年4月28日 一部改正

令和 6年4月26日 一部改正

学 年 部 に 関 す る 細 則

- 第1条 会則第19条第2項の学年部の必要な事項に関する細則を定める。
- 第2条 本会に学年部を設ける。
- 第3条 学年部は、生徒の学習活動並びに生活環境などの向上を図るため、学年担任に協力してこれを援助する。また、各学年間の協力を密にする。
- 第4条 学年部は、学年委員および学年代表の教職員をもって構成し、委員の互選により、部長1名、副部長2名を選出し、その運営に当たる。
- 第5条 部長は、本会ならびに学級間の連絡と学年部の会務を執行する。
2 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時は、これを代行する。
- 第6条 学年部委員会ならびに学年部総会を開催した時は、これを会長に報告する。
- 第7条 会長は、必要に応じ学年部委員会ならびに学年部総会の開催を要求できる。

(付 則)

1. この細則は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成23年4月24日 一部改正
3. 平成24年4月21日 一部改正
4. 令和 5年2月15日 一部改正

専 門 部 に 関 す る 細 則

- 第1条 会則第20条第2項の専門部の必要な事項に関する細則を定める。
- 第2条 専門部に次の部を置き、所管事項は、次の通りとする。
① 行事部 会員ならびに生徒の教養に関する講習会の企画や学校行事の運営補助に当たる。
② 広報部 校誌の発行や広報活動に関する企画運営に当たる。
③ 健全育成部 地域社会の環境整備および生徒の校外生活の指導に当たる。
- 第3条 専門部（行事部・広報部・健全育成部）は学年の推薦により構成し、会長がこれをもって委嘱する。
2 行事部・広報部は、次の委員をもって構成する。
① 学年代表 2学年より選出。各部15名
② 教職員代表 2名
- 3 健全育成部は、次の委員をもって構成する。
② 学年代表 2学年より選出。20名
③ 教職員代表 2名
- 第4条 各専門部には、部長1名、副部長2名を置く。
2 部長、副部長は、部員の互選とする。
- 第5条 部長は部を統轄し、副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時は、これを代行する。
- 第6条 各専門部は、部長がこれを招集する。ただし、必要と認めた場合は、会長も招集することができる。

(付 則)

1. この細則は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成11年12月 4日 一部改正
3. 平成22年 4月17日 一部改正
4. 平成24年 4月21日 一部改正
5. 平成25年11月26日 一部改正
6. 令和5年 2月15日 一部改正
7. 令和7年 4月17日 一部改正

地 区 部 に 関 す る 細 則

- 第1条 会則第21条第2項にもとづき、地区の区分および地区部に関する細則を次の通り定める。
- 第2条 本会において、学区内を次の12地区に区分する。
- ① 泉崎 ② 西多賀 ③ 富沢一・二丁目 ④ 富沢三・四丁目
⑤ 富田新田 ⑥ 富沢南 ⑦ 富沢西 ⑧ 南大野田
⑨ 西大野田 ⑩ 大野田東 ⑪ 長町南 ⑫ 長町太子堂
- 第3条 地区部は、本会の事業を推進するとともに、校外における生徒の生活指導および事故防止に当たる。
- 第4条 各地区には、地区長1名のほか、副地区長、地区担当教職員を置く。
- 2 地区長および副地区長は、地区毎に選出する。
- 3 前項の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第5条 地区長は、地区における会務を執行する。副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故ある時は、これを代行する。
- 2 各専門部担当者は、地区長に協力して、各地区の運営に当たる。
- 第6条 地区長は、必要に応じて地区総会を開催することができる。
- 第7条 地区部は、各地区長をもって構成する。
- 第8条 部会は、会長が招集する。ただし、必要に応じて各地区長が招集するときは、会長の承認をうけなければならない。
- 第9条 地区部は、富沢中学校区青少年健全育成連絡協議会の行う事業に協力する。

(付 則)

1. この細則は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成11年12月 4日 一部改正
3. 平成24年 4月21日 一部改正
4. 平成25年 2月19日 一部改正
5. 平成25年11月26日 一部改正
6. 平成27年 4月26日 一部改正
7. 平成29年 4月29日 一部改正。この細則は、平成30年 4月 1日より施行する。
8. 令和 4年 2月17日 一部改正。この細則は、令和4年4月1日より施行する。
9. 令和5年 2月15日 一部改正
10. 令和7年 4月17日 一部改正

表 彰 に 関 す る 細 則

- 第1条 会則第22条第2項にもとづき、表彰に関する細則を次の通り定める。
- 第2条 この細則は、会員ならびに生徒の表彰に関して適用する。
- 第3条 会が表彰する該当者は、次の事由による者とする。
- ① 役員、学年部長、専門部長ならびに地区長を1期以上務めた者で、本会の向上発展に尽くし、その功績が顕著なる者。
- ② 本校の教職員として永年勤続し、また本校の発展に顕著なる功績があったと認められる者。
- ③ 本校の生徒で、社会的に他の範とするに足る行為のあった者。
- ④ その他、特に必要と認める事由が生じた者については、役員会に諮る。
- 第4条 被表彰者の選考は、役員会でを行うものとする。
- 第5条 表彰は、会長名による表彰状の授与、または感謝状の贈呈とする。

(付 則)

1. この細則は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成24年4月21日 一部改正

慶 弔 に 関 す る 細 則

第1条 会則第23条第2項にもとづき、慶弔に関する細則を次の通り定める。

第2条 この細則は、会員ならびに生徒の慶弔に関して適用する。

第3条 慶弔は、次の事由による者とする。

- ① 教職員ならびに雇用員が入院1ヶ月以上の傷病のときは、見舞金をおくる。(3,000円)
- ② 会員および配偶者ならびに生徒が死亡したときは、弔慰金をおくる。(10,000円)
- ③ 会員が火災、水害その他非常災害で罹災したときは、見舞金をおくる。(3,000円)
- ④ その他、この細則によらず、特に必要と認める事由が生じたときは役員会に諮って処理する。

(付 則)

1. この細則は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成13年 4月27日 一部改正(一部削除)
3. 令和 4年 2月17日 一部改正。この細則は、令和4年4月1日より施行する。

選 考 委 員 会 規 程

第1条 会則第7条の役員の選出の手続きおよび方法に関する規程を定める。

第2条 本会の役員を選出するため、選考委員会をおく。

第3条 (構成)

選考委員会は、次の方法によって構成される。

- ① 1学年部で構成する。
- ② 本部役員の中から互選により若干名。
- ③ 教職員の中から互選により2名。

第4条 (組織)

選考委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長若干名を選出する。

第5条 (委員会の開会と議決)

選考委員会は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会合の議事は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ決定することができない。
- 3 選考委員の代理は認めない。

第6条 (役割)

選考委員会は、次の役員及び会計監査委員の候補者を選出する。

- ① 父母教師会の会長 1名 ② 副会長 2名 ③ 会 計 2名 ④ 事務次長 1名
- ⑤ 書 記 2名 ⑥ 庶 務 若干名 ⑦ 会計監査委員 3～4名

- 2 選考委員会は、選出した候補者について、運営委員会に報告する。

第7条 選考委員会は、全保護者から回収した推薦票の役員候補者のほかに、独自の立場から候補者を選出することができる。

第8条 選考委員会が候補者を決定した場合は、候補者にその旨を伝えなければならない。

(付 則)

1. この規程は、昭和63年4月15日より施行する。
2. 平成元年 3月22日 一部改正
3. 平成3年11月30日 一部改正
4. 平成14年4月26日 一部改正
5. 平成16年3月 3日 一部改正
6. 平成20年4月19日 一部改正
7. 平成23年 4月24日 一部改正
8. 平成24年 4月21日 一部改正

- 9. 平成24年 6月19日 一部改正
- 10. 平成25年 2月19日 一部改正
- 11. 平成31年 2月22日 一部改正
- 12. 令和5年 2月15日 一部改正

父 親 の 会 規 程

- 第1条 本会の名称を「仙台市立富沢中学校父親の会」とする。
- 第2条 本会は、学校および地域と連携・協力しながら、学区内の巡回活動など生徒の安全確保および健全育成等に資するための活動を中心に行う。また、会員相互や地域住民との親睦を深める事で地域との連携強化を図る。
- 第3条 本会は仙台市立富沢中学校の在籍生徒の保護者の中から、本会の趣旨に賛同する者によって組織する。また、希望がある場合には、卒業生の保護者をはじめとした地域住民も本会に入会できる。入会を希望する者は、入会届けを提出する。
- 第4条 本会の会員は正会員と準会員により構成される。
 - 2 在籍生徒の保護者の会員を正会員とし、その他の会員を準会員とする。
- 第5条 本会に役員として会長1名、副会長、事務局を置く。副会長および事務局の人員は活動状況を考慮し、年度毎に父親の会総会にて協議し決定する。
 - 2 役員は会員の互選により正会員または、準会員の中から選出する。
 - 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 正会員は在籍生徒の卒業をもって原則退会となるが、継続して入会を希望する場合は、その旨を届け出る事により準会員となる事ができる。準会員が退会する場合は退会届を提出する。

(付 則)

- 1. この規程は、平成16年3月2日より施行する。
- 2. 平成25年 2月19日 全部改正
- 3. 平成29年 4月29日 一部改正
- 4. 平成30年 4月28日 一部改正
- 5. 令和 5年 3月18日 一部改正 (第5条 2. 正会員の後に または、準会員 を追記)

役員選出に関する細則

- 第1条 生徒1名に対し、3年間を通して一役とする。ただし、本人の意向による再任は妨げない。
- 第2条 本部役員、専門部長、学年部長、地区長、選考委員長に就いた場合、任期後5年間は全ての役員候補となること免除する。ただし、本人の意向による再任は妨げない。
 - 2 令和4年度役員より適用する。
- 第3条 1 学年部役員は、選考委員を兼務するため、次年度の地区役員(地区長・副地区長)候補となることを免除する。ただし、本人の意向による再任は妨げない。
 - 2 令和5年度役員より適用する。
- 第4条 地区会からの役員選出にあたっては、原則、地区会会則に従うこととする。ただし、会員数の不足など特段の事情がない限りは、公平性を保てるよう最大限配慮した選出を行う。

(付 則)

- 1. この細則は、令和4年11月16日より施行する。

仙台市立富沢中学校父母教師会 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 仙台市立富沢中学校父母教師会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利を保護することを目的に、本会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報取扱者は、本部役員（保護者および教職員）・学年部長・専門部長・地区長・選考委員長とする。

(取扱者等の任務)

第5条 取扱者は、本会における個人情報の取得及び保護管理に関する業務を統括整理するとともに、適切な取り扱いに必要な措置を講じ、それを徹底する。

また、当該活動における個人情報の取得及び適切に管理する任に当たり、必要な措置を講じ、安全確保に努めなければならない。

(連絡及び調整)

第6条 取扱者は、管理に係る重要事項の審議、決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、運営委員会にて報告し協議しなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第8条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第9条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で各会員に周知する。

(利用)

第10条 取得した個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

- (1) 本会会費の徴収業務、管理業務
会費徴収については、会計処理委託のため仙台市立富沢中学校に第三者提供する。
学校に徴収を委任し、年度当初費用として一括で集金するものとする。
- (2) 本会会員間の業務連絡（文書の送付）
- (3) 役員・会計監査・会員の名簿作成および会員への配布
- (4) 委員（地区部含む）選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌への掲載（主に写真）

(利用目的による制限)

第11条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第12条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第13条 個人情報は学校内の鍵のかかるキャビネットに保管し、その鍵は職員室で保管するものとする。個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第14条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 業務委託先への提供

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 本会は、個人情報を第三者(第14条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 第三者(第14条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第17条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第18条 取扱者は、個人情報を漏えい(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、速やかに以下の対応をとること。

- (1) 被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 発生した事案の大小に関わらず速やかに事の経緯、被害状況等を調査し、管理者に報告

しなければならない。

- (3) 管理者は前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じ、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学校に速やかに報告しなければならない。
- (4) 管理者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

なお、万一に備え、『(公社) 日本PTA全国協議会・団体個人情報漏えい補償制度』へ加入し、事故あるときは誠意をもって対応する。

(研修)

第19条 本会は、本部役員・学年部長・専門部長・地区長・選考委員長に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

管理者の任命により、副会長を研修実施者とし、運営委員会時少なくとも年1回以上は、個人情報保護に関する研修を本会役員等に対して行うこと。

(相談・苦情の処理)

第20条 本会は、個人情報の取り扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

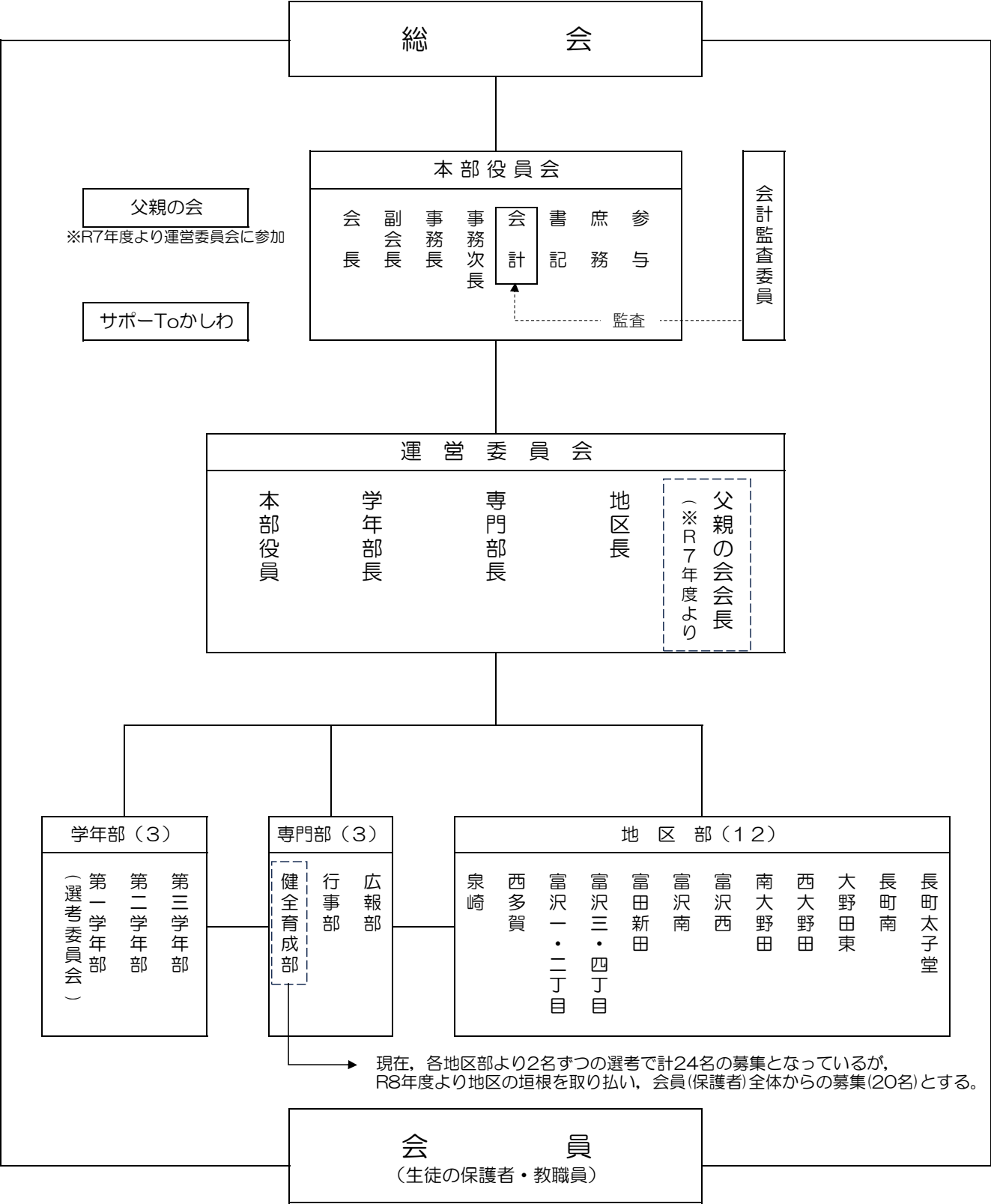
管理者の任命により、教職員を担当窓口とし、管理者と担当教職員で誠意ある対応をするものとする。なお、内容、経緯、状況等を運営委員会に報告する。

(改正)

第21条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第9条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和3年4月28日より施行する。

仙台市立富沢中学校父母教師会組織図



令和7年度

父母教師会 本部・学年部・専門部・地区部担当職員(案)

学 年 部	担 当 者
1 学 年	宮内・寺島
2 学 年	小林亜・齋
3 学 年	班目・橋本栄

専 門 部	担 当 者
行 事 部	安部・岡崎
健全育成部	佐藤・齋藤
広 報 部	竹内・岩渕

地 区 部	(町内会名) 担 当 者
泉 崎	(泉崎1丁目北) ③櫻井 (泉崎1丁目南) ②千葉 ③石塚 (泉崎2丁目東) ①宮内・福地 (泉崎2丁目西) ③大橋
西 多 賀	(富沢中) ②小林亜 ②横山 (海老沢) ③渡口 (東 原) ①有我 わ上野
富沢1・2丁目	(富 沢) ②浅野 ②岩渕 (西多賀南) ①小林れ ②白岩 わ吉田和正
富沢3・4丁目	(富沢中央) ①長崎 ②竹内 ②長谷川
富 沢 南	(富沢南) ①渡部 ③岡崎 ③本間 わ後藤
富 沢 西	(富沢西) ①鎌田 ②尾崎 ③班目
富 田 新 田	(富 田) ①寺島 ②齋 ③庄子 (鉤取新田) ①中田 ③戸井
南 大 野 田	①菊池 ②木嶋 ③織田 わ松森
西 大 野 田	②大越 ②高橋良 ③高橋由
大 野 田 東	(大野田) ①岩崎 ②安部 ③高見澤
長 町 南	(地蔵堂) ①大槻 ①吉田和希 ②大森 ③橋本栄
長町太子堂	(長町新田) ①飯野 ③戸ヶ瀬 (太子堂) ①喜多 ②齋藤 ③鈴木玲